

東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

都市計画高度地区を次のように変更する

面積欄の（ ）内は変更前を示す

す

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
「 最 高 限 度 」	第 1 種 高度地区	約 ha 587.2	建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の 0.6 倍に 5 メートルを加えたもの以下とする。
	1.7 m 第 1 種 高度地区	約 ha 64.4 (66.6)	1 建築物の高さは 1.7 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の 0.6 倍に 5 メートルを加えたもの以下とする。
	第 2 種 高度地区	約 ha 4.7	建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の 1.25 倍に 5 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 1.5 メートルを加えたもの以下とする。
	1.7 m 第 2 種 高度地区	約 ha 480.6 (478.4)	1 建築物の高さは 1.7 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の 1.25 倍に 5 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 1.5 メートルを加えたもの以下とする。
	2.0 m 第 2 種 高度地区	約 ha 20.0	1 建築物の高さは 2.0 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の 1.25 倍に 5 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 1.5 メートルを加えたもの以下とする。
	3.0 m 第 2 種 高度地区	約 ha 26.5	1 建築物の高さは 3.0 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の 1.25 倍に 5 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを

〔 最 高 限 度 〕			超える範囲にあつては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 15 メートルを加えたもの以下とする。
	第 3 種 高度地区	約 ha 3.8	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の 1.25 倍に 10 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 20 メートルを加えたもの以下とする。
	17 m 第 3 種 高度地区	約 ha 13.4	1 建築物の高さは 17 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の 1.25 倍に 10 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 20 メートルを加えたもの以下とする。
	20 m 第 3 種 高度地区	約 ha 157.9	1 建築物の高さは 20 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の 1.25 倍に 10 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 20 メートルを加えたもの以下とする。
	30 m 第 3 種 高度地区	約 ha 15.7	1 建築物の高さは 30 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の 1.25 倍に 10 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 20 メートルを加えたもの以下とする。
	40 m 第 3 種 高度地区	約 ha 7.7	1 建築物の高さは 40 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以内の範囲にあつては、当該水平距離の 1.25 倍に 10 メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が 8 メートルを超える範囲にあつては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものの 0.6 倍に 20 メートルを加えたもの以下とする。
	30 m 高度地区	約 ha 10.6	建築物の高さは 30 メートル以下とする。
	40 m 高度地区	約 ha 22.5	建築物の高さは 40 メートル以下とする。

50m 高度地区	約 45.4 ha	建築物の高さは50メートル以下とする。
60m 高度地区	約 0.6 ha	建築物の高さは60メートル以下とする。
小計	約 1461.0 ha	
<p>1 制限の緩和</p> <p>(1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次のア及びイに定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度(以下「斜線型高さ制限」という。)が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。</p> <p>ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>イ 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</p> <p>(2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、ア及びイに定めるところによる。</p> <p>ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。)第86条第1項及び第3項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。</p> <p>イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項及び第4項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により、当該区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。</p> <p>2 既存不適格建築物等に対する適用除外</p> <p>(1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が、当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。</p> <p>(2) この規定による建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度(以下「絶対高さ制限」という。)を定める都市計画を告示する日において、現に存する建築物(建築の工事が完了していると区長が認めたものに限る。)で、かつ本号の規定を適用する際に現に存するもののうち、その高さが絶対高さ制限を超えるもの(絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。)に関し、次のアからエまでのいずれにも該当すると区長が認めた場合は、当該建築物に係る絶対高さ制限においてその高さを算定するときに限り、当該規定は適用しない。</p> <p>ア 建て替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 建て替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。</p> <p>ウ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模</p>		

は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の形状及び規模と同程度であること。

エ 建て替え後の建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える建築物の部分の用途と同じであること。

3 地区計画等の区域内の特例

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項に規定する地区計画等(東京都市計画高度地区の変更(目黒区決定)(平成20年11月目黒区告示第530号)により絶対高さ制限が定められた日前に定められたものを除く。)又は景観法(平成16年法律第110号)第61条第2項に規定する景観地区に関する都市計画において、絶対高さ制限が定められた地区については、この規定による絶対高さ制限を適用しない。

(2) 前号に規定する地区計画等又は景観地区に関する都市計画において、斜線型高さ制限に係る規定が定められており、かつ、この規定による斜線型高さ制限を適用しない旨の規定が定められた地区については、この規定による斜線型高さ制限を適用しない。

4 認定による特例

一定の規模を有した敷地において、周辺環境に対し一定の配慮が図られているものと区長が認めたものについては、次の表1及び表2に掲げる基準の範囲内で、当該建築物に係る絶対高さ制限を算定することができる。この場合において、区長は、周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認めるときは、あらかじめ目黒区建築審査会の意見を聴くものとする。

表1(商業地域内にある建築物の絶対高さ制限の範囲)

対象敷地面積 (商業地域内にある敷地の部分に限る)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域内にある建築物の部分)
1,000平方メートル以上 3,000平方メートル未満	絶対高さ制限の1.2倍に相当する高さ
3,000平方メートル以上	絶対高さ制限の1.5倍に相当する高さ

表2(商業地域外にある建築物の絶対高さ制限の範囲)

対象敷地面積 (商業地域内にある部分を含み第一種低層住居専用地域内にある部分を除く敷地の部分)	絶対高さ制限の範囲 (商業地域外にあり第一種低層住居専用地域内にある部分を除く建築物の部分)
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	絶対高さ制限の1.2倍に相当する高さ
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	絶対高さ制限の1.5倍に相当する高さ
10,000平方メートル以上	絶対高さ制限の2.0倍に相当する高さ

5 区長の許可による特例

次の各号の一に該当する建築物(絶対高さ制限を超えない建築物は除く。)で区長が許可したものについては、この規定は適用しない。ただし、第1号に定める建築物は、前項に定めた敷地面積に応じた絶対高さ制限の範囲を超えないもので、かつ周辺環境に対し一定の配慮が図られていると認められるものに限る。この場合において、区長は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、目黒区建築審査会の同意を得るものとする。

(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市

	<p>街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。</p> <p>(2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないもので、かつ良好な市街地環境の形成に資すると認められる建築物、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。</p> <p>6 特定行政庁の許可による特例(斜線型高さ制限のみの緩和の場合)</p> <p>次の各号の一に該当する建築物(絶対高さ制限を超える建築物は除く。)で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。)が許可したものについては、この規定の斜線型高さ制限は適用しない。この場合において、特定行政庁は、それぞれの規定に基づき許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得るものとする。</p> <p>(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの。</p> <p>(2) 公益上若しくは土地利用上やむを得ないと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物。</p>	
--	--	--

	種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
(一) 最 低 限 度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林試の森公園周辺地区 ・ 補助46号線目黒本町三丁目地区 ・ 補助46号線目黒本町五丁目地区 ・ 補助46号線原町一丁目・洗足一丁目地区 	約 ha 20.3	<p>建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)の最低限度は7メートルとする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画施設の区域内の建築物。 2 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分。 3 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの。 4 付属建築物で平屋建のもの(建築物に付属する門又はへいを含む。) 5 地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの。 6 その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの。 	
	小 計	約 ha 20.3		
	合 計	約 ha 1,481.3		

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路整備に伴い、市街地環境及び土地利用、防災上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。